

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2)その他の有価証券
 - 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (3)満期保有目的の債券
満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)により行なっております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品、未成業務支出金
個別法による原価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
定率法(ただし建物は定額法)を採用しております。
なお、平成19年3月31日以前に取得した資産については旧定率法、平成19年4月1日から平成24年3月31日まで取得した資産については250%定率法、平成24年4月1日以降に取得した資産については200%定率法を採用しております。
定額法を採用しております。
 - (2)無形固定資産
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を勘案して、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込み額を計上します。
 - (2)賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。